

博多大丸友の会 会則

博多大丸友の会の契約約款(会則)を
十分お読みいただいた上お申込み下さい。

入会者は、本契約約款(会則)を受領した日を含む8日間は、第1条に規定する『博多大丸友の会株式会社』宛に書面にて通知することによりこの入会の撤回を行うことができ、その効果は、書面(ハガキ、封書)を発送した時から生じます。この場合、既にお支払いされている予約金等は、遅滞なく全額をお返しします。

第1条 名称等

本会の名称は博多大丸友の会と称します。本会は福岡市中央区天神1丁目4番1号所在の博多大丸友の会株式会社が運営します。

第2条 目的

本会は、(株)博多大丸をご愛顧くださる日本国内居住の会員によって組織され、お買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 特典

- (1) 会員はボーナス券等の特典を受けられるほか、随時本会が企画する各種催物にも参加できます。
- (2) 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して会費をお払い込みの会員に限ります。

第4条 入会・積立方法及び領収書の発行

- (1) 本会へご入会希望のお客様は入会申込書に、予約金として1回分の会費相当額を添えてお申込みいただき、本会が入会を認めたときに入会並びに契約成立とします。
- (2) 契約成立とともに、予約金は第1回の会費とし、契約金額から第1回分を除いた残高については、下表に記載されている内容に基づき本会へお払い込みください。なお、積立途中でのコース変更及び1口の契約金額の変更はできません。

コース名	1口の 契約金額	毎月の会費	積立の期間 及び回数	払い込み方法及び 払い込み期限
5,000円ボーナスコース	60,000円	5,000円	1ヵ年12回	会員窓口持参の場合は毎月末日まで 預金口座自動振替の場合は毎月20日*(注1)
10,000円3ヵ月ボーナスコース	30,000円	10,000円	3ヵ月3回	

*(注1)金融機関が休日の場合は翌営業日

- (3) お払い込まれた会費については、所定の領収書を会費お払い込みの都度発行します。銀行ご利用の場合は、通帳記帳をもってかえさせていただきます。領収書は、お買物カードとしてのご利用手続き時まで保管願います。
- (4) 銀行(金融機関)等への預金と異なり、お払い込まれた会費には、利息は発生いたしません。

第5条 契約約款(会則)の交付・再交付

- (1) 本会は、入会申し込みの際に、この契約約款(会則)を入会ご希望のお客様に書面により交付します。この契約約款(会則)は、取引条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。
- (2) この契約約款(会則)を紛失等された場合には、申し出により、所定の手続きを行い、速やかにこの契約約款(会則)を再交付いたします。

第6条 会員証

- (1) 契約成立とともに会員になられた方には会員証を貸与します。会員証は

会費完納及び満期後、所定の手続きにより商品等とお引換えるできるお買物カードとしてご利用いただけるようになります。

なお、解約の際及び解約後ボーナス券も残額が0円になられた場合は、会員証をご返却ください。お渡しした会員証は他人への譲渡はできません。商品等にお引換えになられるまで盗難、紛失等には、十分ご注意の上大切に保管してください。

(2) 会員証の盗難、紛失の場合には速やかに本会及び所轄の警察署へ届け出してください。所定の手続きにより、会員証を再発行いたします。その場合、再発行1件につき200円(消費税を含む)の事務手数料をいただきます。なお、その場合は、旧会員証は無効とします。

第7条 本人確認

各種手続きにおいて、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの(運転免許証・健康保険証・パスポート等)の提示を求める事があります。また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、委任状等、本会が定める書類をご提出していただきます。

第8条 住所変更等の届出

入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出してください。この届出が無い場合には、本会への届出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。また、住所等が変更となり、本会に届出がない場合には、お買物カードとしてのご利用手続き等ができない場合もありますので、ご注意ください。

第9条 会費完納とお買物カードとしてのご利用手続き及びボーナス券のお渡し等

(1) 会費の完納は、契約金額を積立期間の最終月まで毎月継続して払い込みになることを言い、満期は、最終の払い込み期限とします。会費完納及び満期後、満期のご案内を行います。満期のご案内は、お払い込み方法が、本会窓口持参の場合には本会窓口にて、銀行ご利用の場合には郵送にて行ないます。

(2) 本会は契約約款(会則)による会費完納及び満期後所定の手続きをもって、会員証を1口の契約金額に口数を乗じた金額のお買物カードとして利用できるようにいたします。また、

- (イ) 12ヶ月ボーナスコースの場合、契約コースの会費1回分の金額に口数を乗じた金額のボーナスをボーナス券としてお渡しします。
- (ロ) 招待コースの場合、本会の指定する観劇等に年1回ご招待します。また、諸般の事情により観劇ご招待が出来ない場合は(イ)に準じた金額に口数を乗じた金額のボーナスをボーナス券としてお渡しします。
- (ハ) 3ヵ月ボーナスコースの場合、2,000円に口数を乗じた金額のボーナスをボーナス券としてお渡しします。

(3) お買物カードとしてのご利用手続き及びボーナス券のお渡しは、会費完納及び満期後1ヵ月以内の一一定日以後に所定の手続き(会員証、満期のお知らせ、印鑑をご持参ください)により、ご入会窓口にて行います。このお買物カード及びボーナス券のご利用はご本人に限ります。また、本会が認めた場合を除き、他人への譲渡はできません。また、本会は盗難、紛失等の責を負いませんから、商品等にお引換えされるまで十分にご注意の上大切に保管してください。万一、災害等に見舞われた場合には、その理由が正当かつ妥当なものと認められる場合に限り、所定の手続きにて再発行を承ります。

第10条 商品引換え等

(1) お買物カードのご提示で、(株)博多大丸における取扱い商品等のうち、お積み立て総額から商品等をお引換え(お買物ボーナス券による商品等とのお引換えを除く)になられた残高の範囲内で商品等とお引換えします。

ただし、次の商品等はご利用除外となります。

- ※商品券、切手、収入印紙、生命保険、損害保険、結婚式場、友の会会費入金、金、地金、ビール券等
- ※10,000円3ヵ月ボーナスコースは、外商の掛代金の入金はご利用除外となります。
- ※詳細は友の会窓口にお問い合わせ下さい。

(2) お買物ボーナス券とのお引換えで、(株)博多大丸における取扱い商品等とお引換えします。お買物ボーナス券でのお引換え時には会員証のご提示もお願いします。

ただし、次の商品等はご利用除外となります。

※外商の掛代金の入金、旅行代金、商品券、切手、収入印紙、生命保険、損害保険、結婚式場、友の会会費入金、金、地金、ビール券等

※詳細は友の会窓口にお問い合わせ下さい。

(3) お買物カード及びお買物ボーナス券は、博多大丸カード、ゴールドカード、及びクレジットカードによる商品購入に係る請求の支払には使用出来ません。

(4) お買物ボーナス券は、現金との引き換えはいたしません。

また、お買物ボーナス券でお釣銭はお出せできません。

(1) この契約は、会員の申し出により、解約することができます。

(イ) 積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの会費に相当する額の現金を本会から受領することができます。

(ロ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物カード残高からボーナス特典相当額を差し引いた現金を本会から受領することができます。

(从って、ボーナス部分を享受できることになります。)

(2) 第2回以降の会費お払い込みについて、本会の定める期間(払い込み期日より1ヵ月)を超えて遅延されたため、本会から20日以上の相当の期間を定めて、そのお払い込みを書面にてご催告したにも拘らず、その期間内にお払い込みが無かった場合には、その期間の終了日をもってこの契約の効力は失効します。また、この場合には、会員側の事由による解約として上記(1)(イ)により取り扱わせていただきます。

(3) 本会は、会員が次のいずれかに該当したとき、会員の会員資格を取り消すことができるものとします。また、この場合には、会員側の事由による解約として上記(1)(イ)により取り扱わせていただきます。

(イ) 契約約款(会則)のいずれかに違反し、本会が会員として不適格と判断をした場合

(ロ) 第三者への譲渡販売その他不正または不適切な目的での入会であると本会が判断した場合

(ハ) 暴力団、総会屋等はこれらに準じる反社会的勢力の構成員若しくは準構成員である等の関わり合いが判明したとき。

(ニ) その他会員として不適格であると本会が判断したとき

(4) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することとなったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達成する事が不可能になった場合には、解約することができます。

(5) 解約手続きは、第16条記載の友の会窓口にて行います。その際には、会員証と印鑑及び会員ご本人を証明するもの(運転免許証・健康保険証・パスポート等)が必要となります。

第12条 解約に伴う会費等の精算

(1) 会員が前条(1)、(2)及び(3)により解約されたときの精算は、前条(1)の解約の申出の日、(2)の催告期間の終了の日、(3)の会員資格の取消を通知した日から45日以内(この項において「解約精算期間」といいます。)に次の(イ)又は(ロ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。なお、既にお払い込みの会費相当額を請求する権利は、その事由を生じたときから5年間請求がない場合には消滅するものとします。

(イ) 積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの会費に相当する額の現金を本会から受領することができます。

(ロ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物カード残高からボーナス特典相当額を差し引いた現金を本会から受領することができます。

(从って、ボーナス部分を享受できることになります。)

(2) 会員が前条(4)により解約されたときは、(イ)積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの会費の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、(ロ)積立期間満了後の場合には、商品等にお引換えされていないお買物カードの残額、その額に法定利率を乗じた額及び商品等にお引換えされていないボーナス券の額を合計した額の現金を、遅滞なく本会から受領することができます。

第13条 個人情報の利用等

(1) 本会は、本会則に基づき、商品の売買の取次ぎ業務及び会員あての各種案内状等での営業のご案内のため、個人情報(所定の申込書等に会員等が記載した会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢、会員番号、契約コース名、契約口数、及び前受金残高、会員証の利用状況等に関する情報)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。

(2) 本会と個人情報の提供に関する契約を締結した株式会社博多大丸は、会員あてに各種案内状等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用いたします。ただし会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることがあります。

(3) 会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するよう求めることができ、開示請求により会員ご自身の個人情報の内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることがあります。また個人情報保護法上の手続き違法があった場合には、利用停止を求めることがあります。

第14条 営業保証金及び前受金保全措置等

(1) 本会は、割賦販売法に基づき、会員がお払い込みの会費及び契約金額に相当するお積立総額から商品等をお引換えになられたお買物カード残高の1/2について、次の機関と営業保証金の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金:福岡法務局 福岡市中央区舞鶴3-9-15
供託委託契約の受託者:日本割賦保証株式会社

東京都港区虎ノ門2-8-1

ただし、上の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口まで直接お問い合わせください。

(2) 会員は、既にお払い込みの会費又は商品等にお引換えされていない残高の額について、割賦販売法の規定に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第15条 営業地域

本会の営業地域は次のとおりとします。
福岡県を主体に九州、山口地域。

第16条 友の会に関するご相談窓口

各種案内状等での営業のご案内の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせをはじめ、本会に関するお問い合わせ、苦情等は友の会窓口にて承ります。

博多大丸友の会株式会社
福岡天神店 福岡市中央区天神1丁目4番1号
電話092-712-8181

許可番号、経済産業大臣許可、友第8160号
この約款(会則)は、令和元年9月1日から適用します。